大阪府告示第1313号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和８年11月４日

大阪府知事　吉村　洋文

１　形質変更時要届出区域

羽曳野市誉田四丁目53番１の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物